

写

令和3年9月16日

鳥取労働局長
石田 聡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。